

基金情報

No. 5

平成14年9月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

主要事業概況	平成14年8月末現在	対前月増減数
事業所数(件)	273	-1
加入員数(人)	男子	6,700
	女子	2,790
	計	9,490
受給者数(人)	男子	3,273
	女子	1,729
	計	5,002
平均年金額(円)	408,706	774
年金資産額(円)	28,711,860,671	-187,419,788
修正総合利回り(%)	-8.85	-0.45

財政再計算の結果と対応・・・!

基金に義務付けられています5年毎の財政再計算(基礎率の見直しなどによる年金掛金の再計算)が平成14年3月31日を基準日として行われました。

その結果は、標準掛金には変動がありませんでしたが、不足金を解消するための特別掛金については掛金率が20%も引き上がるものとなっています。

これによる年金掛金の合計掛金率は、千分の72(現在掛金率:千分の52)となっています。

年金権確保の観点から、基金の年金財政は将来にわたり収支の均衡を図ること(収支相等の原則)が求められ、財政再計算結果に基づく掛金率は、原則として翌年4月から適用することとされています。

この掛金率の変動(引上げ)への対応は、理事会・代議員会などで検討し、決定することとなります。

再計算結果概要

	現在掛金率	再計算結果掛金率	変動率
標準掛金	43 %	43 %	0 %
特別掛金	9 %	29 %	20 %
合計	52 %	72 %	20 %

(注) 再計算による特別掛金率は、現在の特別掛金と同じ平成25年4月1日までの償却として計算されています。

変動要因は繰越不足金

掛金の変動要因

<予測要因>・・・基礎率の変化

掛金率の変動要因のうち、将来の数理債務を予想するための基礎率(死亡率、昇給率、脱退率、加入員見込み等)が前回(平成9年)の再計算時からそれぞれ変化していますが、トータル的には標準掛金の率を変動させるまでには至っていません。

しかし、死亡率の改善による年金支給期間の伸長が特別掛金率を0.63%引上げる要因となっています。

<実績要因>・・・構成要素等の変化

現在加入員の構成要素(人数、平均年齢、平均給与)や財政状況も掛金率の変動要因となります。

前回の再計算時よりも、平均年齢が僅かに上がっていますが、加入員数の増加や平均給与のアップによって、標準掛金と特別掛金の双方の掛金率を多少引下げる要因となっています。

しかし、平成13年度決算において50億円余の繰越不足金が発生しているため、この解消に要する特別掛金率を19.67%引上げる要因となっています。

【要因の変動結果】

予測要因と実績要因による掛金の変動率を差引きした掛金率の合計は、標準掛金率では42.71%となり、前回の42.83%よりも0.12%低くなっていますが、端数整理によって現在と同じ43%という結果となります。

一方、特別掛金の差引した掛金率の合計は、前回の9.18%よりも20.10%高い29.28%となりますが、端数整理により29%という結果となります。

掛金引上げの対応策

掛金引上げ幅5%に圧縮可!

財政再計算結果による掛金率は、原則として、翌年(平成15年)4月1日から引上げることとされていますが、昨今の社会経済情勢と今回の再計算による引上げ幅の大きさを勘案しますと、引上げ幅の圧縮が必要と考えられます。

現行の基金運営のなかでの圧縮方法としては、

- ① 特例調整金の計上、過去勤務債務の償却期間の伸長
- ② 上乗せ部分(給付)の縮小

その他掛金の見直しなどの対応が考えられます。

なお、先般、掛金引上げ時期の猶予等基金運営の弾力化措置が図られており(裏面参照)、これも検討要素となります。

【特例調整金の計上・償却期間の伸長】

特例調整金とは、免除保険料等の凍結によって設けられています決算上の架空の資産です。

この特例調整金は、代行部分の数理債務から最低責任準備金を控除した責任準備金調整額(18億6,391万円)の範囲で資産勘定に計上できることとなっています。

また、過去勤務債務の償却期間は、最長20年まで認められています。

これらを取り入れることによって、特別掛金率の引上げ幅を20%から5%に圧縮させることができます。

【上乗せ部分の縮小】

上乗せ部分(プラスアルファ部分)は基金の独自給付で、この給付を縮小(減額)することによって、掛金の負担はその分小さくすむこととなりますので、掛金の引上げ幅をなくすということもできます。

ただ、この実行には、給付水準(代行部分の1割以上)を保つことと、加入員に給付減額について十分な説明を行ったうえで三分の二以上の同意を得ることが条件となっています。

10月の
事業
予定

1～15日/保養所の年末年始利用の抽選申込受付

17日/厚生労働省実地監査(受検)

21日/保養所の年末年始利用申込の抽選(決定)

下旬/基金だより第55号の発行・配付

31日迄/業務報告書を厚生労働大臣あて提出

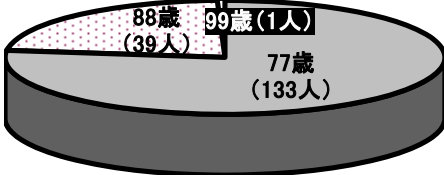
事業運営 —長寿祝金の支給状況—

173名の方々の長寿をお祝い

毎年、長寿祝金の支給を行い、年金受給者の長寿をお祝いしています。

平成14年度においては、敬老の日の9月15日の前1年間に喜寿・米寿・白寿を迎えられた173名の方々に計601万円の長寿祝金を支給いたしました。

長寿祝金の年齢別・支給人数



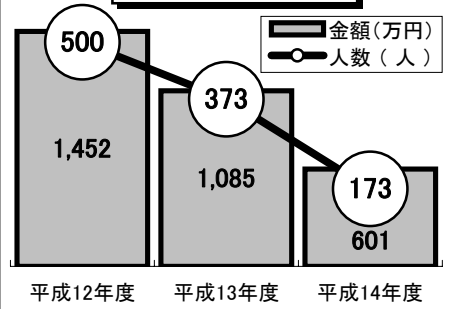
長寿祝金は、平成12年度までは70歳以降5歳刻みで支給をしていましたが、平成13年度に支給の見直しを行い、お祝いするにふさわしい、喜寿(3万円)・米寿(5万円)・白寿(7万円)の方々への支給に改めました。

喜寿・米寿の方は増加

平成13年度においては経過的な支給の方がおりましたが、平成14年度において、見直し後の支給のみとなり、見直し前と比べ、人数・金額とも60%前後の減となっています。

なお、平成14年度に白寿に該当された方は昨年度より1名減の1名で、米寿の方は9名増の39名、喜寿の方は35名増の133名となっています。

長寿祝金の支給人数・金額の推移



長寿祝金の見直しにより、福祉給付金の効果的な執行が図られましたが、年金受給者の増加や平均寿命の伸長が予想されているなど、福祉施設事業費の増大は今後の懸案といえます。

基金運営の弾力化 —第2弾—

—「厚生年金基金の設立認可について」の一部改正—
(平成14年8月29日・年発829002号/年企発829001号通知)

厚生年金基金の運営の弾力化を図るため、厚生労働省年金局長通知及び同局企業年金国民年金基金課長通知による基金設立認可基準などが改正されました。

設立認可基準の改正

総合型の基金を設立する場合の認可基準に示されていた『同種同業』の要件が取り除かれました。

これにより、同種同業にとらわれることなく、『基金を設立しようとする企業に対し強力な指導統制力を有する組織母体又は当該企業で構成されている健康保険組合があり、それらの運営状況が健全かつ良好であること。』の要件で総合型基金の設立ができるようになりました。

グループ区分の緩和

グループ区分の人数制限が取り除かれ、基金内で、給付設計を異にするグループ区分が設け易くなりました。

これにより、上乘せ部分の給付水準をグループごとに設定できますが、総合型基金は企業別グループ区分が原則となっています。

掛金引上げ時期の猶予

2年連続マイナス運用の状況が勘案され、再計算により掛金引上げを要する場合の経過的措置として、一定条件のもとに、引上げの適用時期(平成15年4月1日)が猶予されることとなりました。

1 猶予の条件

- (1) プラスアルファ(上乘せ)部分の給付水準の引下げ又は予定利率の引下げにより財政の健全化を図る場合
- (2) かつ、(1)の見直しについて、平成15年3月30日までに代議員会で議決した場合

2 猶予の内容

- (1) 引上げ時期を1年間猶予(平成16年4月1日までの引上げで可)
- (2) 又は、5年間(平成21年4月1日までの間)で段階的に引き上げ
この場合は、毎年度掛金の計算を要します。

基金運営の弾力化 —第1弾(主要概要)—

- 1 継続基準における許容繰越不足金の拡大(率5%⇒10%)
- 2 非継続基準における
 - ① 回復計画策定の緩和(80%以上で過去3年中2年90%は策定免除)
 - ② 純資産に数理的評価の採用
 - ③ 回復計画の期間延長(積立不足の80%を5年以内、90%未満を10年以内に償却可)
 - ④ 回復計画における利率の変更(最低責任準備金積算の下限利率3.62%⇒3.22%、最低積立基準額積算の上限利率3.0%⇒3.5%)
- 3 給付設計における
 - ① 給付水準の引下げ(代行部分の3割⇒1割)
 - ② キャッシュバランスプランの導入

社会保障審議会の年金部会の動向

…厚労省・年金改革案提出…

9月10日に開催された厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の年金部会に、厚生労働省は、厚生年金の「支え手」を増やすための改革案を提出しました。

同部会は、これらを含め、平成16年の年金制度改正へ向けて、今後詰めの議論が行われる予定です。

- 改革案の要点は、次の3項目となっています。
- ① 短時間労働者に対する厚生年金の適用(所定の労働時間が週20時間以上の者、または年収が65万円以上の者も適用)
 - ② 高齢者の就労促進と年金制度(退職老齢年金や在職老齢年金の支給の繰り下げ・増額など)
 - ③ 次世代育成支援と年金制度(育児の保険料免除措置を育児期間中も働く被保険者や育児のため離職した者などにも拡大)

基金用語

《 特例調整金 》

特例調整金は、責任準備金を調整する架空の資産(責任準備金調整額)で、免除保険料及び最低責任準備金の凍結に伴って特例的に設けられた決算上の科目です。

—免除保険料の凍結—

厚生年金保険の保険料率は、平成6年の財政再計算時に、平成11年10月から引上げが予定されていましたが、経済状況等を踏まえて据置となりました。

これに連動して、基金の免除保険料は、従来の給付や予定利率等を据え置いて算出(凍結)されることとなりました。

—最低責任準備金の凍結—

一方、平成12年の法改正で、厚生年金本体は、運用利回りの引下げなどを基礎率として、給付の見直しを行いました。

このため、基金の代行部分の財政運営に支障を来すこととなり、代行部分の原資に当たる最低責任準備金は、平成11年9月末の状態に凍結し、10月以降その状態で最低責任準備金を算定することとされました。

—責任準備金調整額の設定—

基金の財政上の措置としては、代行部分の数理債務と最低準備金との差額を責任準備金調整額とし、この調整額の範囲で、決算の際に「特例調整金」の科目にて資産計上することができることとされました。(資産計上によって、代行部分の数理債務に充てる資産が目上増大し、決算上、財政の均衡が図られることとなります。)

責任準備金調整額がマイナスとなる場合は、負債勘定に特例調整金を計上しなければならないこととされています。

なお、免除保険料の凍結が解除されたときの基金の財政上の対応などは明らかとされていません。